

千早赤阪村新型コロナウイルス感染予防対策基本方針

～緊急事態宣言解除後の取扱い～

学校の臨時休業、公共施設の休館、イベントなどの自粛要請について、緊急事態宣言解除に伴い、国や大阪府の動向を踏まえ、6月1日から再開・解除することとする。

解除後も引き続き、新型コロナウイルスの村民への感染を防止し、健康被害や生活への影響を最小限に抑えることを目的に、再開・解除にあたり次の対策を講じることを基本とする。

1 村民等への啓発・情報提供

- (1) 医療機関への通院、食料品の買い出し、職場への出勤など「新しい生活様式」（5月4日に厚生労働省が発表）を周知し行動変容を求めていく。
- (2) 不要不急の帰省や旅行など、感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控えるよう周知する。
- (3) 村民に手洗い、咳エチケットなど一般的な感染予防の徹底を要請する。
- (4) 感染が疑われる場合の医療機関及び相談体制、療養体制などを大阪府などと連携のうえ周知する。
- (5) 村ホームページ、チラシ配布などを活用し、常に最新の情報について、国や大阪府の対策を迅速に村民などに提供する。
- (6) 事業所や民間団体、公的団体などが主催する行事（イベント・会議など）については、参加者が比較的少人数（屋内30人程度以下、屋外50人程度以下）のものに限定し、別紙1「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン」（以下「行事などガイドライン」という。）を参考に、イベントなどの形態に応じ必要な措置を講ずるよう要請する。

<開催規模設定の考え方>

【国・大阪府】

全国の緊急事態宣言終了日以降（5月25日以降）は、特に全国的かつ大規模な催物などの開催は、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう主催者に慎重な対応を求める。また、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベントなどは、適切に対応する。ただし、概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスクについて評価しながら段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。

○開催規模（5月22日時点）

- ・屋内：100人以下、かつ定員の半分以下の参加人数とすること
- ・屋外：200人以下、かつ人との距離を十分に確保すること



【千早赤阪村】

- ・本村は人口規模が小さいことから国・大阪府の開催規模を縮小（屋内30人程度以下、屋外50人程度以下を目安）し、段階的に緩和する。
- ・なお、感染防止策を講じた施設における人数制限が上記の開催規模を上回る場合は、当該人数制限までの範囲で開催することができる。ただし、密閉された空間において大声での発声、歌唱、声援、または近接した距離での会話等が想定されるようなイベントなどに関しては、上記の人数の目安に関わらず、自粛要請する。

- (7) 高齢者施設等においては施設における感染予防対策を徹底するよう要請する。
- (8) 村立小学校・中学校における対策については、村教育委員会で感染予防対策を徹底するよう整理する。なお、通学する児童・生徒を持つ保護者に対しては、各学校長から別途通知する。

2 村主催の行事（イベント・会議等）の開催

村が主催する行事については、参加者が比較的少人数（屋内30人程度以下、屋外50人程度以下を目安）のものに限定することとし、資料1「イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を徹底した上で実施するものとする。

3 村内公共施設における感染予防対策

村内の公共施設については、資料2「村内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）」に示した対策を基本に、各施設における感染予防ガイドラインに基づいた対応を行う。

4 感染者発生時

保健所などと連携を図りながら対応を行う。

5 措置期間

今回の基本方針は、緊急事態宣言解除日（令和2年5月21日）から約3週間後までとし、感染の状況により適宜改訂する。

資料1

イベント・会議などにおける感染予防対策ガイドライン（基本編）

「感染拡大リスクの高い3つの条件」

- 1 換気の悪い密閉空間
- 2 多数が集まる密集場所
- 3 間近で会話や発声をする密接場面

イベント・会議など（以下「行事」という。）の開催にあたっては、上記「感染拡大リスクの高い3つの条件」を避けることを徹底し、対策を講じるものとする。

（1）行事の開催前の対応

- ①下記に該当する者は参加しないよう周知する。
 - ア 参加時に体温が高い（概ね37.5度）もしくは咳など感冒症状がある。
 - イ 過去14日以内に発熱や感冒症状で受診や服薬をした。
 - ウ 過去14日以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある。
- ②参加者の多くが手に触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムで消毒する。
- ③参加者が会場に入る前に手洗いもしくは手指消毒を徹底する。
- ④参加者にマスク着用を徹底する（咳エチケットを勧奨する）。
- ⑤参加者名簿を作成するなど連絡先を把握する。

（2）会場の環境整備

- ①屋内における換気の実施（30分に1回は2方向の窓を開け外気による換気を行う）。
- ②人を密集させない（会議形式の場合は席の間隔を空ける。）。
- ③参加者の多くが手に触れる場所の定期的な消毒。
- ④手指消毒剤の設置。

（3）運営における留意点

- ①参加者を極力制限して密集を避ける（できるだけ2m（最低1m）空ける。）。
- ②時間の短縮に努める。
- ③近距離での発言、発声を最小限とする。
- ④食事の提供は、大皿などの取り分けは避け個別に提供する。
- ⑤人と人が接触する活動は禁止する。
- ⑥定期的に室内の換気を行う。

村内公共施設における感染予防対策ガイドライン（基本編）

1 再開に向けた考え方

- ・村内公共施設については、施設ごとに再開に向けたガイドラインを作成し、徹底した感染防止対策を講じた上で再開する。
- ・村外からの来館者などが多く訪れる施設など、多人数の入館が見込まれる場合については、入館制限を行うなどの体制の整備を進める。
- ・感染が生じた施設については、速やかに休館し、消毒等の措置を講じる。

2 感染拡大防止対策

次の感染拡大防止対策を講じることを基本とする。

<施設的环境整備>

- (1) 手指の消毒設備、受付窓口などに飛沫飛散防止シールドの設置を行うこと
- (2) 「3つの密」を徹底的に避けること
※人数制限の目安 ①使用面積を3.14㎡/人で除した人数、②使用定員の50%
- (3) 定期的に換気を行うとともに、椅子の配置などに配慮し、人と人との距離を適切にとること（更衣室、休憩・待機スペースなど）
- (4) ごみの廃棄は、ビニール袋に入れて密閉して縛ること

<来館者>

- (1) 体調が悪い場合、家族などで感染者が疑われる人がいる場合など自主的に参加を見合わせる
- (2) 必要に応じて入場者の制限や誘導を行うこと
- (3) マスクの着用などの要請を行うこと
- (4) 基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと（手洗い、手指消毒など）
- (5) 必要に応じ、入館時に検温などを行うこと
- (6) 来館者名簿を作成するなど連絡先を把握すること（感染経路の把握）
- (7) 大きな会話などをしないこと
- (8) 人と人との距離を2m（最低1m）以上確保すること

<職員>

- (1) 検温などによる体調管理を徹底すること
- (2) マスク着用を励行すること
- (3) 勤務シフト活用による時差出勤を実施すること
- (4) 休憩・食事時間を分散すること
- (5) その他、基本的な感染防止対策の徹底などを行うこと

3 施設類型などに応じた対策

別紙1「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」、別紙2「施設類型ごとの取組例」を参考とすること。

4 再開に当たっての留意事項

- ・指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者などとの協議・調整を十分に行った上で、再開に向けた体制を整備すること。
- ・本ガイドラインを基に、施設の特異性を踏まえた、施設ごとの感染予防対策ガイドラインを定めること。
- ・各施設における感染予防対策ガイドラインについては、村ホームページで公表することなどにより村民に明らかにし、その安心を確保すること。
- ・各施設における感染予防対策については、必要に応じて医師などに意見を求めることにより、効果的な対策を行うこと。

施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか対人 サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・ 滞在時間の制限			滞在時間の 制限	小人数で 滞在時間の 制限	乗車人数 制限・ 時差通勤	入場人数の 制限・滞在 時間の制限
密集	接触 スポーツの 制限	密の注意 喚起掲示	四方を 空けた 席配置	レジ等で 間隔を 空ける (床に印を つける等)	四方を 空けた 席配置・ 展示配置の 工夫	四方を 空けた 席配置	四方を 空けた 席配置	座席間隔に 留意	座席間隔 に留意・ 真正面は避 ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生 対策 ・ その他	マスク着用								
	スポーツ後 の飲み会等 は控える	—	入場時手指衛生				こまめな 手洗い	—	入場時 手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—	(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—	
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

【出典】 緊急事態措置の維持及び緩和等に関して（令和2年5月4日付け事務連絡、各都道府県知事あて内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知）

施設類型ごとの取組例

1 劇場、観覧場、集会場、展示場等

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること

2 博物館、美術館

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）が確保されること

【参考】付施設における対策

1 物品販売業を営む店舗

- ①マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- ②入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- ③適切な消毒や換気等が行われること
- ④従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなど、徹底した感染症対策を実施すること

2 飲食店

- ①個室などの密閉した部屋の使用や、多人数での使用を控えること
- ②座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること
- ③接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食品提供を自粛すること
- ④従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること